

## 越谷市地域防災計画（改定原案）に対する意見公募結果

1. 計画の名称 越谷市地域防災計画（改定原案）
2. 計画の公表日 平成26年12月8日（月）
3. 意見等の提出期間 平成26年12月8日（月）から平成27年1月16日（金）まで
4. 意見総数 （1）応募者数：2名 （2）意見数：7件
5. 提出された意見及び意見に対する市の考え方

反映状況 A：改定原案を修正する  
 B：改定原案に記載済み  
 C：改定原案を修正しない（今後の参考とする）

No.	関連ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
1	改定原案【本編】P85 第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第6 緊急輸送ネットワークの整備	<b>緊急輸送道路</b> ①橋梁部の耐震化の確認について ②浸水地区の対策について ③沿道家屋の耐震化について	改定原案において、「市は、緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、火災の発生・延焼及び地震による倒壊建築物やがれき等の障害物の発生を最小限にするよう努める。さらに、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生のおそれのある箇所について調査検討を行い、あらかじめその対策の実施に努める。」としており、ご意見の要旨については、改定原案に盛り込まれているものと考えております。	B
2	改定原案【本編】P106 第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第14 物資の供給体制の整備	<b>自主防災組織育成費補助金制度</b> 現在、自治会のみを補助対象としているが、自治会がないマンションでも、マンション管理組合で自主防災組織を設立している場合には、補助対象とすべきでは	マンション管理組合と自治会は、設立目的や構成員などが異なることから、本市としては、「越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱」に基づき、自治会を基盤とした自主防災組織に補助金を交付し、地域防災力の向上を図ります。	C
3	改定原案【本編】P105 第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第14 物資の供給体制の整備	<b>災害用井戸</b> ①公共用地への新規設置について 災害時に飲料水の確保は良いとして、生活用水が必要と考えるが、インフラの復旧に日数が必要と思われるため。	非常災害用井戸については、主に県と市が非常時の防火用水、生活雑用水として活用するため、公共用地に設置しております。 改定原案において、「非常災害用井戸の設置・認定を進めており、平成25年度末現在で5か所が設置されている。今後とも、必要に応じて非常災害用井戸の整備を進めていく。」としており、ご意見の要旨については、改定原案に盛り込まれているものと考えております。	B
		②井戸調査の現況について （古い調査ではないか）	災害緊急用井戸については、市内の事業所や個人所有の井戸を非常時の防火用水、生活雑用水として活用するため、井戸所有者のご協力をいただき、平成8年度に77か所の井戸が認定されました。井戸の廃止等により平成25年度末現在で62か所となっておりますが、本年度より、あらためて井戸の現況調査を開始しておりますので、次回の改定において反映したいと考えております。	C
4	改定原案【本編】P57 第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 災害に強い都市づくり 第3 市街地の改善整備 第4 不燃化等の促進	<b>防火地域・準防火地域</b> 密集市街地の火災延焼対策の必要性について	改定原案において、「市は、中心核、副次核等の防火地域、準防火地域の指定による建築物の不燃化を促進し、防火・準防火地域以外の市街地においては、木造等の建築物の延焼を防止するため、屋根不燃化区域を指定する。その他、建築物の新築や増築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特殊建築物等定期報告制度の活用や違反処理体制の強化に努める。」としており、ご意見の要旨については、改定原案に盛り込まれているものと考えております。	B
5	改定原案【本編】P23 第1編 総論 第2章 越谷市の現況 第4節 被害想定 第1 地震被害想定	<b>地震被害想定</b> 14年12月に発表された震度マップとの整合性は加味されているか。	震度マップとは、「全国地震動予測地図2014年版」（地震調査研究推進本部地震調査委員会：平成26年12月19日公表）を指していると思われませんが、「全国地震動予測地図」は、強震動に関する確率論的評価による今後30年以内に震度6弱以上の揺れが起きる確率の分布を示したものです。改定原案においては、地震の発生確率ではなく、実際に震災が発生した場合の被害を想定し、地震及び活断層における最新の知見や社会的状況の変化を反映した最新の「埼玉県地震被害想定調査」（埼玉県：平成24・25年度に実施）に基づき、「予防」・「応急対策」・「復旧復興」ごとに震災対策計画を策定しております。	C

No.	関連ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
6	改定原案【本編】P 3 3 7 ※P 5 8 第3編 風水害対策編 第2章 風水害等予防計画 第7節 水害予防計画 第4 道路・橋梁の整備  改定原案【本編】P 6 第1編 総論 第1章 総則 第1節 目的 第5 越谷市の基本構想	<b>橋梁</b> 水害発生時に橋が破損する恐れがあるので、新たな橋を設置することについて	改定原案において、「市は、災害に強い道路・橋梁の整備を図るとともに、災害時における効果的な緊急輸送活動の実施等に資する道路網の整備を促進する。」また、「安全で円滑な交通を確保するため、道路パトロールにより、道路や橋梁の不良箇所の早期発見と迅速な修繕を行い、維持管理の充実を図る。」としており、ご意見の要旨については、改定原案に盛り込まれているものと考えております。	B
7	改定原案【本編】P 3 4 2 第3編 風水害対策編 第2章 風水害等予防計画 第8節 大規模水害予防計画 第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減	<b>避難場所</b> 水害発生時の避難場所にも使用できる高台のある公園の設置について	改定原案において、「洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。」としており、ご意見の要旨については、改定原案に盛り込まれているものと考えております。	B